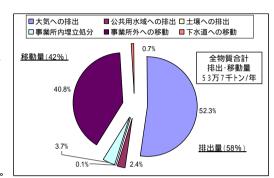
5:環境汚染の防止、安全・安心な生活の確保

現状

《化学物質の排出・移動量の現状》

現代の社会においては、物の生産などに多種多様な化学物質が利用され、推計で国内において5万種以上の化学物質が流通しています。わが国では、化学物質審査規制法に基づいて、年間300物質程度の新規の化学物質が届出されています。

また、PRTR 制度 (化学物質排出移動量届出制度)の対象化学物質354種類について、事業者から届出のあった平成13年度の環境への排出量は約31万4千トン、廃棄物に含まれての事業所外への移動量は約22万3千トンで、合計で約53万7千トンでした。



《ダイオキシン類の排出量の現状》

ダイオキシン類の年間排出量は、13 年は 1,740~1,760g-TEQ (毒性等量 = 濃度) で、平成 9 年からの 4 年間で 77%削減されました。

《大気・水環境の現状》

大気環境は、総じて改善傾向にあります。但し、大都市地域を中心に、自動車排出ガスを主因とする二酸化窒素、**浮遊粒子状物質**の大気汚染状況は依然として厳しい状況にあります。水環境は、**健康項目**についての環境基準はほぼ達成されていますが、**生活環境項目**は、湖沼、内湾等閉鎖性水域において依然として低い状況にあります。地下水については、硝酸性窒素などによる環境基準の超過率が高くなっています。

《土壌汚染の現状》

土壌汚染は、近年、工場跡地や研究機関跡地の再開発・売却事例の増加、環境管理の一環として自主的な汚染調査を行う事業者の増加、及び自治体における地下水の常時監視の体制整備に伴い、土壌 汚染の判明件数が急激に増加しています。

《その他》

自然界には存在しない有機ヒ素化合物(ジフェニルアルシン酸)による環境汚染による健康影響が 生じるなど、旧軍の毒ガスに起因すると見られる問題が顕在化しています。

平成16年度施策の方向

- 改正化学物質審査規制法に基づく動植物への影響に着目した審査・規制の実施やリスクコミュニケーションなど化学物質対策の推進
- 使用過程車の排出ガス低減対策、低公害車の普及促進など、環境基準達成に向けた自動車排出ガス対策の一層の推進
- 健全な水循環の確保に向けた取組の推進
- 茨城県神栖町の緊急措置事業や旧軍毒ガス問題に関する調査など、旧軍毒ガス問題への対応 等

これまでの取組

《化学物質対策の推進》

- 新たに製造、輸入される化学物質については、化学物質審査規制法により事前審査を行っています。 そのうち人の健康に対する有害性が認められた物質については、その有害性の程度に応じて、製造、 輸入、使用に係る規制を実施しました。また、同法の改正により、化学物質の動植物への影響に着 目した審査・規制制度を導入しました。
- 環境中の化学物質の残留状況について化学物質環境汚染実態調査を実施するとともに、「環境ホルモン戦略計画 SPEED'98」に基づき、内分泌かく乱作用の疑いのある化学物質についての評価等を実施しました。
- 14 年度より事業者(3 万 5,000 事業所)からの排出量等の届出の受付を開始し、また届出対象外の 排出源からの排出量の推計を行い、第 1 回の集計結果(13 年度 PRTR データ)を 15 年 3 月に公 表しました。
- 化学物質アドバイザーの育成・登録派遣を開始するとともに、市民、産業及び行政の代表からなる「化学物質と環境円卓会議」を開催するなど、化学物質に関するリスクコミュニケーションを推進しています。
- POPs 条約へ加入し、国内実施計画の策定を開始しました。
- 規制の強化、廃棄物焼却炉対策などダイオキシン類対策は有効に機能しています。
- 農薬については、作物残留及び水質汚濁に係る登録保留基準の設定するとともに、14年度は水産動植物に係る登録保留基準の改定、農薬取締法改正を受け農薬使用者が遵守すべき基準の設定等を実施した。

《大気・水環境保全のための取組》

- 大気、水、土壌などの環境汚染に対する環境基準の設定や排出規制等の対策の実施、汚染の状況の 緊視を行いました。
- 自動車排出ガス対策としては、自動車 NOx・PM 法を制定し、環境基準の達成が困難な大都市地域における対策を強化したほか、平成 17 年より自動車単体の排出ガス規制を強化することとしました。「低公害車アクションプラン」(13年7月)に基づき、圧縮天然ガス(CNG)車など実用段階にある低公害車を平成 22 年度までのできるだけ早い時期に 1,000 万台以上普及させることを目指しています。また、健康への影響が懸念されている微小粒子状物質 (PM2.5)やディーゼル排気微粒子 (DEP) について、諸調査を実施しました。

《土壌汚染対策の推進》

● 市街地等の土壌汚染対策については、土壌汚染対策法が15年2月に施行され、法の円滑な施行に向けた分析方法等の告示、指定調査機関の指定等体制整備を行いました。

《旧軍毒ガス問題への対応》

● 旧軍毒ガス問題については、茨城県神栖町において健康影響に係る緊急措置や原因究明調査等を実施するとともに、昭和48年の「旧軍毒ガス弾全国調査」のフォローアップ調査に着手しました。

主要課題

- 動植物影響にも着目した化学物質審査・規制、既存化学物質の安全性点検の推進、PRTR 制度の円 滑な運用、リスクコミュニケーションの推進、内分泌かく乱化学物質問題への対応、POPs 等に係 る国際協調による取組など、化学物質対策の一層の推進が必要です。
- 二酸化窒素、浮遊粒子状物質について、「22 年度までに環境基準をおおむね達成すること」等の 目標達成に向けて、自動車排出ガス対策を含む各般の対策の総合的推進が必要です。

また、「自動車 NOx・PM 法」の適切・円滑な実施のため、事業者に対する支援措置が重要です。

- │ 健全な水循環の確保に向けた具体的な対策の推進、土壌環境対策制度の円滑な運用が必要です。
- 茨城県神栖町の緊急措置事業及び原因究明などの着実な実施が必要です。
- 未然防止の観点から、徹底した全国調査の実施及び法的措置も含めた幅広い方策の検討が必要です。